



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月13日(金) 号外(第4号)

目次

ページ

規 則

- 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 2
- 群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課) 4

■規則

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第九号

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成元年群馬県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む。)中「動物愛護管理職員証」を「動物管理職員証」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(動物愛護管理職員証)

第九条 条例第十七条の二に規定する動物愛護管理職員の身分を示す証明書は、動物愛護管理職員証(別記様式第七号)とする。

別記様式第四号表中「~~愛護管理職員証~~」を「~~愛護管理職員証~~」に改める。
別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

別記様式第7号(第9条関係)

表

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">No. _____</div> <p style="text-align: center;">動物愛護管理職員証</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の2に規定する動物愛護管理職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">群馬県知事 印</p>	↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓
← 9 センチメートル →		

裏

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(動物愛護管理職員)

第17条の2 知事は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理職員を置く。

附則
この規則は、令和二年六月一日から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表手数料の項第二十五号中「まで」の下に「並びに群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第三号)附則第二項及び第三項」を加える。

別表第一の二手手数料の項第二十一号中「まで」の下に「並びに群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第二項及び第三項」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
